

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人三郷中央野球倶楽部
- 三 代表者の氏名
阿久根 鋼吉
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市谷口七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、スポーツによる青少年健全育成事業、スポーツ環境整備事業、スポーツチーム運営支援事業を行い、青少年および地域住民に、より良い環境でスポーツを楽しむ機会をより多く提供し、スポーツを通じて、誰もが健康で心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。